

北九州広域都市計画地区計画の決定（苅田町決定）

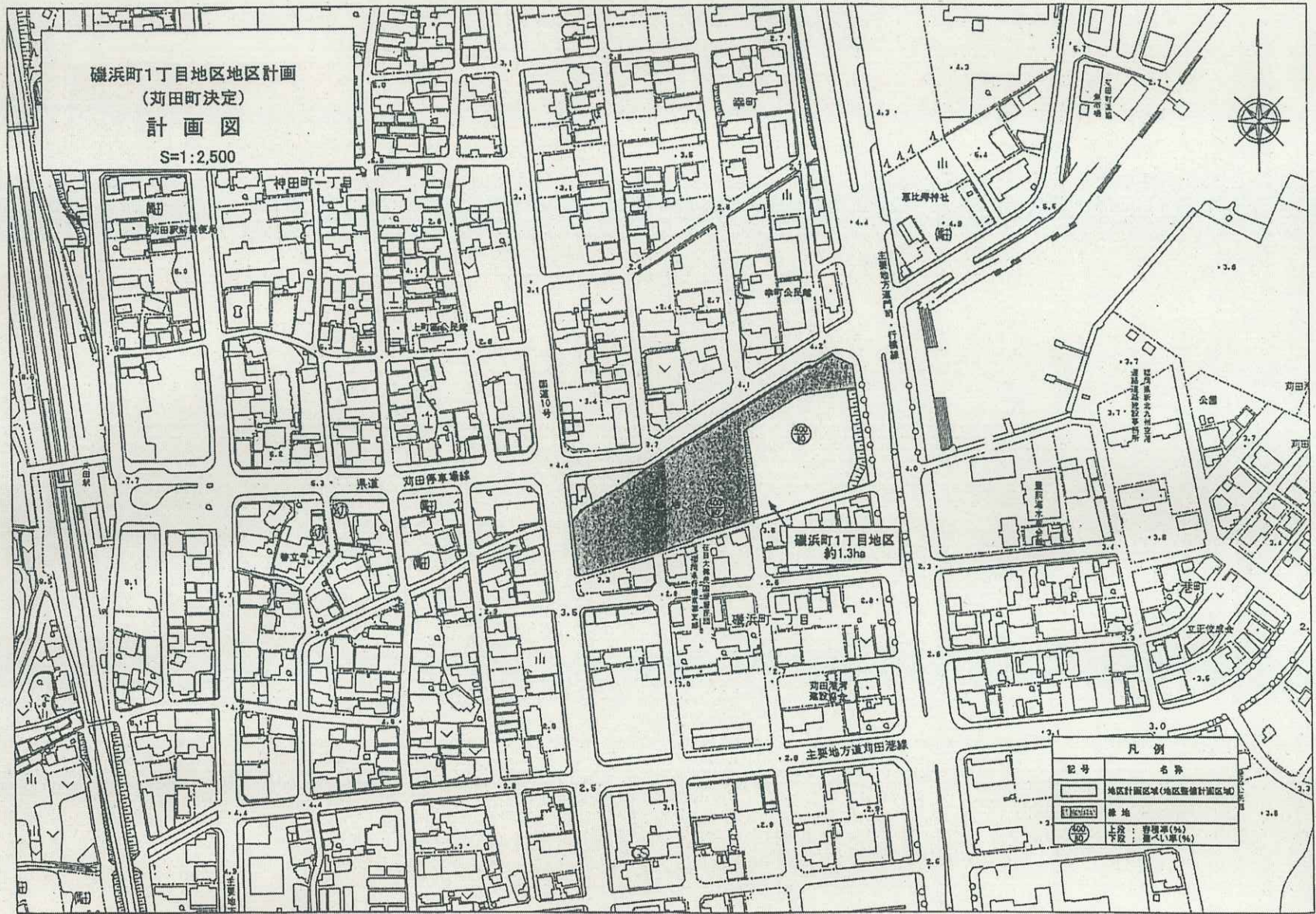
都市計画磯浜町1丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	磯浜町1丁目地区地区計画
位 置	福岡県京都市郡苅田町磯浜町1丁目の一部
面 積	約 1.3ha
地区計画の 目 標	<p>本地区は、苅田町中心市街地の東部井場川河口部に位置し、福岡県及び苅田町によって埋立てが進められている区域である。また、JR苅田駅及び苅田港に近接し、都市計画道路苅田臨海工業線及び都市計画道路国道10号線により東西を囲まれ交通利便に優れた地区である。</p> <p>本区域内では港湾緑地及び情報交流施設の計画が進められており、臨海部の特性を活かした憩いや交流空間を創出することにより魅力あるまちづくりを図り、駅前広場整備が進められているJR苅田駅を含めた交通結節機能との一体的な土地利用を推進し、中心市街地活性化の一翼を担う情報交流拠点の形成を目指すものである。</p> <p>このような方針のもと、土地利用及び建築物を適正に誘導し、都市拠点にふさわしい良好な環境の創出と事業効果の増進、ならびに将来にわたる環境及び機能保全を図っていくことを目標として地区計画を定める。</p>
土地利用の 方 針	<p>本区域内に、港湾緑地の整備とともに情報交流施設等の立地を誘導することにより、中心市街地と連携したまちなかにおける緑・オープンスペースの確保と賑わいの向上を図り、情報交流拠点にふさわしい都市環境を形成するものとする。</p>
地区施設の 整備の方針	<p>中心市街地と連携したまちなかにおける緑・オープンスペースの確保と賑わいの向上を図るとともに、交通利便を活かした情報交流拠点にふさわしい港湾緑地の整備を図る。</p>
建築物等の 整備の方針	<p>将来にわたって、中心市街地と連携した賑わいのある情報交流拠点としての機能の維持と不適切な用途の混在を防止するため、「建築物の用途の制限」により適切に誘導する。</p> <p>また、駅周辺地区としてふさわしい周辺環境と調和した景観形成を誘導するため、屋外広告物の形態及び屋外施設の位置等について「建築物等の形態又は意匠の制限」において必要な制限を行い、快適な市街地環境の形成を図る。</p>

地 区 整 備 計 画	地区施設の 配置及び規模	緑地	緑地 面積約 0.8ha	配置は計画図表示のとおり
	建築物等の 用途の制限	<p>建築基準法別表第二(ぬ)項に規制されている用途の建築物以外に、次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 店舗等、事務所等、ホテル・旅館等これに類するもので床面積の合計が 10,000 m<sup>2</sup>を越えるもの</li> <li>(2) ボーリング場・スケート場・水泳場・ゴルフ練習場・パッティング練習場等、カラオケボックス等、劇場・映画館、演劇場・観覧場等これに類するもので床面積の合計が 10,000 m<sup>2</sup>を越えるもの</li> <li>(3) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を営む施設</li> <li>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場等これに類するもの</li> <li>(5) 自動車教習場</li> <li>(6) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(7) 畜舎</li> <li>(8) 危険性や環境を悪化させるおそれがある工場</li> <li>(9) 自動車修理工場</li> <li>(10) 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する施設</li> </ol>		
	建築物等の 形態又は 意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさに留意し、美観及び風致を損なわないものとする。</li> <li>(2) 高架水槽、クーリングタワー等の屋外設置物や工作物は、道路からの景観に配慮したものとする。また、換気口や排気口等を道路に面して設置する場合は、位置や向きに配慮しかつ目隠しを設ける等、歩行者等に不快感を与えぬようにする。</li> </ol>		



磯浜町1丁目地区地区計画  
 (町田町決定)  
 計画図  
 S=1:2,500



凡例

記号	名称
[Shaded Area]	地区計画区域(地区整備計画区域)
[Hatched Area]	緑地
[Symbol]	上段: 噴水塔(%) 下段: 遊歩(%)